

沖縄県土地家屋調査士会戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取扱管理規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書（以下「職務上請求書」という。）の使用及び取扱い等に関して必要な事項を定め、職務上請求書の不正使用を防止するとともにその適正な管理を図り、もって土地家屋調査士（以下「調査士」という。）の品位保持と職務上請求書制度の適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

(職務上請求書)

第2条 この規程において職務上請求書とは、調査士が職務を遂行するうえで、戸籍法施行規則及び住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令等の規定に基づき、調査士が職務上必要とする戸籍、除籍、原戸籍の謄本若しくは抄本若しくは住民票、除票若しくは戸籍の附票の写しの交付又は住民基本台帳の閲覧の請求（以下「戸籍謄本の交付等の請求」という。）をする場合に使用する請求書であって、沖縄県土地家屋調査士会（以下「本会」という。）が頒布するものをいう。

- 2 職務上請求書は、日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則で定める附録第12号（A4判）によるものとし、30枚の請求書と30枚の請求書控からなる職務上請求書綴込帳を単位として頒布する。
- 3 本会は、職務上請求書にあらかじめ用紙番号を付さなければならない。
- 4 本会には、沖縄県土地家屋調査士会職務上請求書管理台帳（別紙第1号様式）を備えなければならない。

第2章 土地家屋調査士の責務

第1節 使用上の責務

(職務上請求書の使用)

第3条 本会の会員である調査士（以下「会員」という。）は、職務上必要な戸籍謄本の交付等の請求をするときは、前条第1項に規定する職務上請求書を使用しなければならない。

- 2 会員は、事務所に職務上請求書使用簿（別紙第2号様式）を備えなければならない。

(使用上の責務)

第4条 会員は、職務上請求書の使用及び管理に当たっては、戸籍法、住民基本台帳法等の関係法令及び土地家屋調査士法（以下「法」という。）の趣旨を十分に理解し、沖縄県土地家屋調査士会会則（以下「会則」という。）及び本規程を遵守し、職務上請求書を不正に使用してはならない。

(使用の制限)

第5条 会員は、調査士の職務を遂行するうえで必要な場合に限り職務上請求書を使用するものとし、身元調査を目的とする請求等、調査士の職務を遂行するうえで必要と認められない請求のために、これを使用してはならない。

- 2 会員は、職務上請求書を使用する都度、職務上請求書に必要な事項を記載した上で、職印を押印するものとし、必要事項が記載されていない職務上請求書に、調査士名の記載及び職印を押印してはならない。
- 3 会員は、職務上請求書を使用する都度、使用する職務上請求書を職務上請求書綴込帳から切離して使用し、職務上請求書綴込帳は事務所保管場所から持ち出してはならない。
- 4 会員は、職務上請求書の様式が変更された場合には、様式変更前の職務上請求書を使用してはならない。

(様式変更前の職務上請求書の取扱い)

第6条 会員は、職上請求書の様式に変更があった場合において様式変更前の職務上請求書を保有しているときは、職務上請求書使用簿の備考欄に「様式変更のため使用不可」である旨を記載し、様式変更前の職務上請求書を裁断するなど、再生不可能な状態にして廃棄しなければならない。

2 会員は、前項の規定により職務上請求書を廃棄したときは、その用紙番号及び合計枚数を、文書で本会に報告しなければならない。

(職務上請求書の使用者の制限)

第7条 会員は、当該会員の補助者（土地家屋調査士法施行規則第23条第1項に規定する補助者をいう。以下同じ。）以外の者に職務上請求書を使用させてはならない。

(会員証等の提示)

第8条 会員が職務上請求書を使用して戸籍謄本の交付等の請求をするときは、市区町村の窓口で、本会が発行した会員証を提示しなければならない。

2 会員は、補助者に職務上請求書を使用して戸籍謄本の交付等の請求をするときは、市区町村の窓口で本会が発行した補助者証を提示させなければならない。

(職務上請求書への記載)

第9条 会員は、職務上請求書に不実の記載をしてはならない。

2 会員は、調査士の職務を遂行するうえで職務上請求書を使用する必要があることが明確になるよう、職務上請求書の「使用目的・提出先」欄に、その旨を具体的に記載しなければならない。

3 会員は、職務上請求書の記載内容について、市区町村の窓口等において質問を受けたときは、これに誠実に回答しなければならない。

(戸籍謄本等の送付先)

第10条 会員は、職務上請求書を使用して郵便により戸籍謄本の交付等の請求をする場合は、戸籍謄本等の送付先を自己の事務所としなければならない。

第2節 職務上請求書の取扱い及び管理

(譲渡等の禁止)

第11条 会員は、職務上請求書を何人にも譲渡し、又は貸与してはならない。

(適正な管理)

第12条 会員は、職務上請求書の盗難、紛失又は毀損を防止するため、自ら適正に管理しなければならない。

2 会員は、職務上請求書を携行するときは、身体から離さず所持することとし、鞆等に入れたまま車中に放置するなどしてはならない。

3 会員は、補助者が当該会員の管理に属する職務上請求書を用いて行った行為については、その責任を負わなければならない。

4 会員は、使用中のものを含めて1冊を超えて職務上請求書綴込帳を保有することができない。

ただし、未使用の職務上請求書が少ない等の理由で業務に支障が生じるおそれがあるときは、この限りでない。

5 職務上請求書のすべてを使用し、職務上請求書控のみとなった職務上請求書綴込帳（以下「職務上請求

書控綴込帳」という。)は、3年間保管しなければならない。

(職務上請求書使用簿への記録及び報告)

第13条 会員は、本会から職務上請求書を購入したとは、職務上請求書使用簿の用紙番号欄に用紙番号を記載しなければならない。

2 会員は、職務上請求書を使用したときは、職務上請求書使用簿に必要な事項を記載しなければならない。

3 会員は、職務上請求書使用簿(毎年1月1日から12月31日までの1年間)の写しを1月31日までに本会に提出しなければならない。

(報告及び届出義務)

第14条 会員は、職務上請求書の盗難又は紛失の事実を知ったときは、速やかに、その旨を本会に報告するとともに、盗難又は紛失の発生場所を管轄する警察署に盗難届出書又は遺失物届出書を提出しなければならない。

2 会員は、自己が保有する職務上請求書が第三者により使用されたことを知ったとき、又はそのおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を本会に報告しなければならない。

3 会員は、前2項に規定する場合は、その旨を職務上請求書使用簿の備考欄に記載しなければならない。

(職務上請求書綴込帳の提出)

第15条 会員は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、保有している職務上請求書綴込帳を本会に提出しなければならない。この場合には、職務上請求書使用簿の備考欄にその旨を記載しなければならない。

(1) 法第15条第1項の規定により調査士の登録が取り消されたとき。

(2) 法第42条第3号に掲げる懲戒処分を受けたとき。

(3) 第27条の規定により職務上請求書の頒布及び使用の禁止の処分を受けたとき。

(4) 本会を退会(所属する調査士会の変更に伴う退会を含む。)したとき。

第16条 会長は、前条の規定に該当する会員又は会員であった者が、職務上請求書綴込帳を提出しないときは、その者に対して提出を求めなければならない。

2 会長は、会員が死亡した場合には、死亡した会員の親族等に対し、死亡した会員が生前保有していた職務上請求書綴込帳の提出を求めなければならない。この場合、所在不明等の理由により提出できない場合又は提出された職務上請求書綴込帳に不足がある場合は、当該親族等に対し、更に探索したうえで提出するよう求めなければならない。

(提出された職務上請求書綴込帳の取扱い)

第17条 本会は、第15条の規定により提出された職務上請求書綴込帳が未使用であった場合には、これを裁断処理しなければならない。

2 本会は、提出された職務上請求書綴込帳が、使用中のものであった場合には、未使用の職務上請求書のみを裁断処理した後、職務上請求書控綴込帳として当該会員又はその親族等に返却しなければならない。

3 本会は、前2項の規定により裁断処理したときは、その旨を職務上請求書管理台帳に記載しなければならない。

4 本会は、提出された職務上請求書の頒布費用は返金しない。

(盗難等の報告及び未提出の取扱い)

第18条 会長は、第14条第1項若しくは第2項の規定による報告を受けたとき又は第16条の規定により提出を求めた職務上請求書綴込帳が提出されない場合において、未使用の職務上請求書があることを知ったときは、速やかに、その旨を次に掲げる関係機関に報告しなければならない。会員が職務上請求書を不正に使用して戸籍謄本等の交付を受けたと認められるとき及び職務上請求書を不正に第三者に譲り渡したと認められるときも同様とする。

- (1) 日本土地家屋調査士会連合会
 - (2) 本会を管轄する法務局又は地方法務局
- (戸籍謄本等の取扱い)

第19条 会員は、職務上請求書を使用して交付を受けた戸籍謄本、住民票の写し等を特段の注意をもって取り扱うこととし、職務上必要となる場合を除き、何人にも譲渡し、又は貸与してはならない。

第3章 職務上請求書の印刷及び頒布の管理

(職務上請求書の印刷)

第20条 本会において職務上請求書を印刷する場合には、連合会が定める様式により朱色で印刷しなければならない。

2 前項の印刷は、連合会に委託することができる。

(本会の管理)

第21条 本会は、職務上請求書管理台帳に、職務上請求書の印刷、頒布及び在庫に関する事項を記載しなければならない。

2 本会は、毎年3月末日現在において、連合会にその年度内における職務上請求書綴込帳の印刷冊数、頒布冊数及び在庫数を報告しなければならない。

(職務上請求書の購入)

第22条 会員は、職務上請求書を購入するときは、戸籍謄本等職務上請求書購入申込書（別紙第3号様式。以下「職務上請求書購入申込書」という。）に所定の事項を記載して本会に提出するとともに、職務上請求書控綴込帳を提示しなければならない。

2 会員は、第12条第4項ただし書の規定により、1冊を超えて職務上請求書綴込帳を購入しようとするときは、本会に理由書を提出しなければならない。この場合においては、前項後段の規定は適用しない。

3 本会は、会員から職務上請求書の購入の申込みがあったときは、会員証で本人の確認を行ったうえで、職務上請求書を頒布しなければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、会員の事務所が遠隔地又は離島等で職務上請求書購入申込書の持参が困難な場合は、会長の許可を得て、配達証明付郵便で購入の申込みをすることができる。

5 会員は、第1項に定める使用済みの職務上請求書控綴込帳の提示できない場合は、その理由を明らかにした書面を提出しなければならない。

(誓約書)

第23条 会員は、職務上請求書の購入の申込みをするときは、誓約書（別紙第4号様式）を提出しなければならない。

(守秘義務)

第24条 本会の役員及び役員であった者並びに事務局の職員及び事務局の職員であった者は、会員の職

務上請求書の取扱いに関して知り得た情報について、当該会員の職務上の秘密及び権利を不当に侵害することがないように、特段の注意を払わなければならない。

第4章 職務上請求書に関する啓発

(規程の周知徹底)

第25条 本会は、会報及びホームページに本規程を掲載し、職務上請求書の適正な管理及び使用を図るとともに、研修会等で会員に対し本規程の周知徹底に努めなければならない。

2 新人会員については、入会届の提出に際し、戸籍謄本等職務上請求用紙の使用に関する啓発を適宜の方法で行うこととする。

第5章 責務違反等に対する措置

(責務違反者への措置)

第26条 会長は、会員が第3条から第15条まで及び第19条の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該会員に対し、会則第105条の規定による指導又は会則第106条の規定による注意又は勧告をすることができる。

(頒布及び使用の禁止)

第27条 会長は、前条の規定による指導若しくは注意又は勧告を受けた会員に対し、次に掲げる期間、職務上請求書の頒布及びその使用を禁止しなければならない。

(1) 会則第105条の規定により指導を受けたときは、その日から6か月間

(2) 会則第106条の規定による注意又勧告を受けたときは、処分の確定した日から1年間

第6章 雑 則

(事務局職員への委任)

第28条 本会は、会長が指名した事務局職員に職務上請求書の頒布及び管理に関する事務を行わせることができる。

(規程に定めなき事項)

第29条 職務上請求書の取扱い及び管理に関して本規程に定めのない事項については、理事会の定めるところによる。

(規程の改廃)

第30条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年5月1日から施行する。



戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書

長 殿

平成 年 月 日

請 求 の 種 類	戸籍・除籍・原戸籍	謄 本・抄 本	通
	住民票・除票・戸籍の附票の写し・住民票記載事項証明書		
	住民基本台帳の閲覧		
(1) 本 籍 ・ 住 所			
(2) 筆 頭 者 の 氏 名 ・ 世 帯 主 の 氏 名			
(3) 請 求 に 係 る 者 の 氏 名 ・ 範 囲 生 年 月 日	(フリガナ) 氏名 生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日	範囲	
(4) 住基法第12条の3 第7項による基礎 証明事項以外の事項			
利用目的の種別	請求に際し明らかにしなければならない事項		
1 土地家屋調査士法第3条第1項第2号に規定する審査請求の手續についての代理業務並びに同項第4号及び第7号に規定する代理業務に必要な場合（戸籍法第10条の2第4項、住基法第12条の3第2項及び第4項第5号括弧書き）	事件及び代理手續の種類並びに戸籍の記載事項、住民票の写し等の利用目的		
2 上記1以外の場合で受任事件又は事務に関する業務を遂行するために必要な場合（戸籍法第10条の2第3項、住基法第12条の3第2項及び第4項第5号括弧書き以外）	事件の種類：		
	依頼者の氏名又は名称：		
	依頼者について該当する事由	戸籍法第10条の2第1項： <input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 住基法第12条の3第1項： <input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号	
	上記に該当する具体的事由		
(5) 請 求 者 事 務 所 所 在 地 事務所名（法人名） 資 格 ・ 氏 名 電 話 番 号 登録番号・認定番号	沖縄県土地家屋調査士会所属 <div style="border: 1px dashed black; width: 100px; height: 50px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">職 印</div> 土地家屋調査士 電話番号（ ） — 登録番号 第 号 民間紛争解決手続代理関係業務認定番号 第 号		
(6) 使 者 （ 補 助 者 ） 事 務 所 所 在 地 氏 名	印		

[本用紙の使用方法についてのお問い合わせは、沖縄県土地家屋調査士会事務局 電話（098）834-7599]
 (注) (1) (2) 欄… 戸籍謄本等、又は戸籍の附票の写しの請求の場合は、本籍・筆頭者を、また、住民票の写し等の請求の場合は、住所・世帯主を記載する。
 (3) 欄… 戸籍の抄本・記載事項証明又は住民票の写しの請求の場合は、請求に係る者の氏名を、また住民基本台帳の閲覧の請求の場合は、請求に係る者の範囲を記載する。
 (4) 欄… 住基法第12条の3第7項による基礎証明事項以外の事項とは、世帯主との続柄、戸籍の表示等、住基法第7条第4号・第5号及び第9号から第12号まで及び第14号に掲げるものをいう。
 (5) 欄… 土地家屋調査士法人が請求する場合は、法人の名称及び事務所の所在地、代表者氏名及び届出番号を記載する。利用目的の種別1の7号で請求する場合は民間紛争解決手続代理関係業務認定番号（法人の場合は社員の同認定番号）を記載する。
<http://www.chosashi.or.jp/>
 [日本土地家屋調査士会連合会統一用紙]

(別紙第1号様式)

戸籍謄本等職務上請求書管理台帳

印刷年月日・印刷数		頒布年月日	用紙番号	購入者氏名・購入状況		頒布取扱職員名	備考
例	H17.12.15	1	H17.12.16	000001~000050	〇〇〇〇	本会・郵送	〇〇〇〇
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

【沖縄県土地家屋調査士会】

戸籍謄本等職務上請求書使用簿

例	用紙番号	使用年月日	提出先	依頼者	請求先名・請求内容		使用目的	備考
	1 2 3 4 5 6	H14. 8. 12	〇〇〇市役所	〇〇〇〇	〇〇〇〇	戸籍・住民票	分筆・地積更正等	
1		. .						
2		. .						
3		. .						
4		. .						
5		. .						
6		. .						
7		. .						
8		. .						
9		. .						
10		. .						
11		. .						
12		. .						
13		. .						
14		. .						
15		. .						
16		. .						
17		. .						
18		. .						
19		. .						
20		. .						

【土地家屋調査士

事務所】



戸籍謄本等職務上請求書購入申込書

平成 年 月 日

沖縄県土地家屋調査士会長 殿

支 部

事務所所在地

事務所名 (法人名)

土地家屋調査士氏名

職 印

戸籍謄本等職務上請求書を購入したく申し込みます。

土地家屋調査士会記載欄

1. 頒布年月日 平成 年 月 日

2. 頒布した用紙の番号
— — 番～ 番

3. 頒布取扱者名

誓 約 書

私は、戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書（以下「職務上請求書」という。）の購入及び使用に際し、下記の事項を誓約します。

1. 職務上請求書の取扱いの誓約

- (1) 職務上請求書は、土地家屋調査士（以下「調査士」という。）の職務を遂行するうえで必要な場合に限り使用し、身元調査等、調査士の職務に関係ないものについては使用しません。
- (2) 職務上請求書には、職務を遂行するうえで必要があることを明確かつ具体的に記載し、不実の記載をしません。
- (3) 職務上請求書使用簿を事務所に備え、使用の都度必要な事項を記載して適正な管理を行います。
- (4) 職務上請求書控綴帳は、3年間保管し、沖縄県土地家屋調査士会（以下「本会」という。）から提出の要請があったときは、これに応じます。
- (5) 調査士会を退会し、又は廃業の届出その他土地家屋調査士法の規定により登録が取り消され若しくは懲戒処分を受けた場合又は本会会長から使用の禁止の処分を受けた場合には、速やかに、保有する職務上請求書綴込帳を本会に提出します。

2. 職務上請求書の不正使用を防止するための誓約

- (1) 職務上請求書は、何人にも譲り渡さず、かつ、使者として補助者が使用する場合を除き、他人に使用させません。
- (2) 職務上請求書は、保管及び携行中の盗難、紛失又は毀損を防止するため適切に管理し、盗難又は紛失の事実を知ったときは、速やかに本会に報告するとともに警察署に届け出ます。
- (3) 私の補助者が、私が保有する職務上請求書に関して行った行為については、全てその責任を負います。

3. 上記1又は2に違反して調査士の信用又は品位を害し、調査士たるに相応しくない重大な非行に該当した場合は、本会会則（以下「会則」という。）に基づく処分を受けるに相当するものであることを認識します。

4. 職務上請求書の不適切な取扱いに関して会則に基づく処分がなされた場合には、次に掲げる措置が取られることについて何ら異議を申し立てません。

- (1) 保有する職務上請求書綴込帳を速やかに本会に提出し、6月以上1年以下の間、新たな職務上請求書の購入及びその使用ができないこと。
- (2) 本会が定める方法により、氏名及び処分内容についてホームページ等に一定期間情報公開されること。

日付	平成 年 月 日	所属会	沖縄県会
登録番号	沖縄第 号	会員番号	登録番号に同じ
事務所名 (法人名)			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">職印</div>
氏名			

交付番号	
------	--